



福県医発第418号(地)

平成21年 5月22日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」の送付について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

認知症疾患医療センター運営事業につきましては、平成20年度より、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」により、都道府県等が実施主体となり、認知症疾患医療センターを設置し、各機関と連携を図りながら認知症疾患に関する鑑別診断や急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的に実施されているものであります。

今般、地域包括支援センターとの連携体制を整備すること等に伴い、別紙のとおり、当該通知が一部改正され、平成21年4月1日から適用されることとなりました。

つきましては、関係通知をご送付申し上げますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(介 13)

平成 21 年 5 月 12 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」
の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認知症疾患医療センター運営事業につきましては、平成 20 年度より、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」により、都道府県等が実施主体となり、認知症疾患医療センターを設置し、各機関と連携を図りながら認知症疾患に関する鑑別診断や急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的に実施されているものであります。

今般、地域包括支援センターとの連携体制を整備すること等に伴い、別添のとおり、当該通知が一部改正され、平成 21 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、関係通知をご送付申し上げますので周知方宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

(添付資料)

○認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について

(障発第 0422003 号 平 21. 4. 22 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

以上

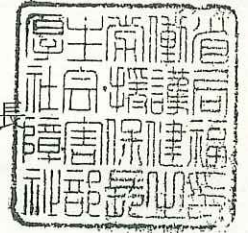




障 発 第 0422003 号
平成 21 年 4 月 22 日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知方よろしくお願いいたします。



障発第 0422003 号
平成 21 年 4 月 22 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について

認知症疾患医療センター運営事業については、平成 20 年 3 月 31 日付け障発第 0331009 号当職通知「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」により、実施しているところであるが、今般、地域包括支援センターとの連携体制を整備すること等に伴い、別添新旧対照表のとおり一部改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下市町村、公的医療機関、医療法人等の関係機関に対し、貴職から通知されたい。

改 正 案

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目 的

この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院で、事業を行うものとする。ただし、当該病院は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あて届け出るものとする。

3 設置基準

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下（１）及び（２）の基準を満たすものとする。

（１）専門医療機関としての機能

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

（イ）専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

現 行

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目 的

この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院で、事業を行うものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あて届け出るものとする。

3 設置基準

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下（１）及び（２）の基準を満たすものとする。

（１）専門医療機関としての機能

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

（イ）専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

改 正 案	現 行
(ウ) <u>医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。</u> なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、<u>地域包括支援センターとの連絡調整</u>、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。 また、<u>精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。</u> <u>ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。</u> ウ 検査体制について、以下を満たしていること。 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）又は磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。 ただし、コンピュータ断層撮影装置（CT）を有している場合であっても、磁気共鳴画像装置（MRI）を活用できる体制（<u>他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。</u>）が整備されていること。 なお、<u>コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。</u> また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（<u>他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。</u>）が整備されていること。	(ウ) <u>専門医療相談が実施できる専門の部署に、常勤専従の精神保健福祉士等が1名以上配置されていること。</u> なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。 ウ 検査体制について、以下を満たしていること。 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）又は磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。 ただし、コンピュータ断層撮影装置（CT）を有している場合であっても、磁気共鳴画像装置（MRI）を活用できる体制（<u>他の保健医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。</u>）が整備されていること。 また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（<u>他の保健医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。</u>）が整備されていること。

改 正 案	現 行
エ 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。 ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。 （ア）認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる<u>他の医療機関</u>との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。 （イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる<u>他の医療機関</u>との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。 （２）地域連携の機能 ア 情報センター機能 鑑別診断や入院医療の必要な患者の入院の調整等において、地域の認知症医療に関する連携の中核として機能していること。 イ 研修会、連携協議会 サポート医研修や、かかりつけ医研修の実施状況等を踏まえつつ、研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。 また、地域の連携体制強化のための認知症疾患医療連携協議会を組織し、開催していること。 ４ 事業内容 （１）専門医療相談 ア 初診前医療相談 （ア）患者家族等の電話・面談照会 （イ）医療機関等紹介 イ 情報収集・提供 保健所、福祉事務所等との連絡・調整 ウ <u>地域包括支援センターとの連絡調整</u>	エ 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。 ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。 （ア）認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる<u>他の保健医療機関</u>との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。 （イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる<u>他の保健医療機関</u>との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。 （２）地域連携の機能 ア 情報センター機能 鑑別診断や入院医療の必要な患者の入院の調整等において、地域の認知症医療に関する連携の中核として機能していること。 イ 研修会、連携協議会 サポート医研修や、かかりつけ医研修の実施状況等を踏まえつつ、研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。 また、地域の連携体制強化のための認知症疾患医療連携協議会を組織し、開催していること。 ４ 事業内容 （１）専門医療相談 ア 初診前医療相談 （ア）患者家族等の電話・面談照会 （イ）医療機関等紹介 イ 情報収集・提供 <u>地域包括支援センター</u>、保健所、福祉事務所等との連絡・調整 ウ <u>介護サービスとの連絡調整</u>

改 正 案	現 行
(2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応 ア 初期診断 イ 鑑別診断 ウ 治療方針の選定 エ 入院先紹介 (3) 合併症・周辺症状への急性期対応 ア 合併症・周辺症状の初期診断・治療(急性期入院医療を含む。) イ 合併症及び周辺症状の急性期入院医療を要する認知症患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報を把握 (4) かかりつけ医等への研修会の開催 かかりつけ医を始めとする保健医療関係者等への認知症に関する知識の向上を図るための研修を実施 (5) 認知症患者医療連携協議会の開催 地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センターなど介護関係者、有識者等から組織された協議会の開催 (6) 情報発信 認知症医療に関する情報発信 5 事業の分担 <u>都道府県知事又は指定都市市長が複数の病院を当該センターに指定する場合、4(4)及び(5)の事業については、指定された当該センターのうちその一部で実施することも可能とする。</u> <u>また、都道府県又は指定都市において、4(5)と同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、その会議等を活用して差し支えない。</u>	(2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応 ア 初期診断 イ 鑑別診断 ウ 治療方針の選定 エ 入院先紹介 (3) 合併症・周辺症状への急性期対応 ア 合併症・周辺症状の初期診断・治療(急性期入院医療を含む。) イ 合併症及び周辺症状の急性期入院医療を要する認知症患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報を把握 (4) かかりつけ医等への研修会の開催 かかりつけ医を始めとする保健医療関係者等への認知症に関する知識の向上を図るための研修を実施 (5) 認知症患者医療連携協議会の開催 地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センターなど介護関係者、有識者等から組織された協議会の開催 (6) 情報発信 認知症医療に関する情報発信

改 正 案	現 行
6 実績報告 実施主体の長は、以下の（１）から（３）に係る年間の実績を、別紙様式により翌年度の４月末までに、厚生労働大臣あてに報告するものとする。 （１）認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数 （２）入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数） （３）専門医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数） 7 国の補助 国は、この実施要綱に基づき都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く）については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。 8 その他 平成元年７月１１日付け健医発第８５０号厚生労働省保健医療局長通知「老人性認知症センター事業実施要綱について」に基づき指定されている老人性認知症センターは、<u>平成２２年度末</u>を目途に、本実施要綱に基づく機能となるよう努めるものとする。 また、平成２０年３月３１日付け障発第０３３１００９号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」に基づき指定されている認知症疾患医療センターについては、本一部改正通知発出後１年以内に４（１）ウの事業を実施できるようにすること。	5 実績報告 実施主体の長は、以下の（１）から（３）に係る年間の実績を、別紙様式により翌年度の４月末までに、厚生労働大臣あてに報告するものとする。 （１）認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数 （２）入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数） （３）専門医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数） 6 国の助成 国は、この実施要綱に基づき都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く）については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。 7 その他 平成元年７月１１日付け健医発第８５０号厚生労働省保健医療局長通知「老人性認知症センター事業実施要綱について」に基づき指定されている老人性認知症センターは、<u>３年以内</u>を目途に、本実施要綱に基づく機能となるよう努めるものとする。

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目 的

この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院で、事業を行うものとする。ただし、当該病院は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あて届け出るものとする。

3 設置基準

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下（1）及び（2）の基準を満たすものとする。

（1）専門医療機関としての機能

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

（イ）専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

（ウ）医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）又は磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）を有していること。

ただし、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）を有している場合であっても、磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（ＳＰＥＣＴ）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。

（ア）認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。)

（イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。)

（２）地域連携の機能

ア 情報センター機能

鑑別診断や入院医療の必要な患者の入院の調整等において、地域の認知症医療に関する連携の中核として機能していること。

イ 研修会、連携協議会

サポート医研修や、かかりつけ医研修の実施状況等を踏まえつつ、研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

また、地域の連携体制強化のための認知症疾患医療連携協議会を組織し、開催していること。

4 事業内容

(1) 専門医療相談

ア 初診前医療相談

(ア) 患者家族等の電話・面談照会

(イ) 医療機関等紹介

イ 情報収集・提供

保健所、福祉事務所等との連絡・調整

ウ 地域包括支援センターとの連絡調整

(2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応

ア 初期診断

イ 鑑別診断

ウ 治療方針の選定

エ 入院先紹介

(3) 合併症・周辺症状への急性期対応

ア 合併症・周辺症状の初期診断・治療(急性期入院医療を含む。)

イ 合併症及び周辺症状の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報を把握

(4) かかりつけ医等への研修会の開催

かかりつけ医を始めとする保健医療関係者等への認知症に関する知識の向上を図るための研修を実施

(5) 認知症疾患医療連携協議会の開催

地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センターなど介護関係者、有識者等から組織された協議会の開催

(6) 情報発信

認知症医療に関する情報発信

5 事業の分担

都道府県知事又は指定都市市長が複数の病院を当該センターに指定する場合、4(4)及び(5)の事業については、指定された当該センターのうちその一部で実施することも可能とする。

また、都道府県又は指定都市において、4(5)と同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、その会議等を活用して差し支えない。

6 実績報告

実施主体の長は、以下の（１）から（３）に係る年間の実績を、別紙様式により翌年度の４月末までに、厚生労働大臣あてに報告するものとする。

（１）認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数

（２）入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数）

（３）専門医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数）

7 国の補助

国は、この実施要綱に基づき都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く）については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

8 その他

平成元年７月１１日付け健医発第８５０号厚生労働省保健医療局長通知「老人性認知症センター事業実施要綱について」に基づき指定されている老人性認知症センターは、平成２２年度末を目途に、本実施要綱に基づく機能となるよう努めるものとする。

また、平成２０年３月３１日付け障発第０３３１００９号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」に基づき指定されている認知症疾患医療センターについては、本一部改正通知発出後１年以内に４（１）ウの事業を実施できるようにすること。

實 績 報 告 書

(1) 認知症疾患に係る外来件数(月別)及び鑑別診断件数(月別)

[illegible]

(2)入院件数(月別)(センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院(センターを運営している病院との連携による入院に限る。)それぞれの件数)

[illegible]

(3) 専門医療相談件数(月別)(電話による相談及び面接による相談それぞれの件数)

[illegible]